

〔R0125〕 消防法

次の記述のうち、消防法上、誤っているものはどれか。ただし、建築物は、いずれも無窓階を有しないものとし、指定可燃物の貯蔵又は取扱いは行わないものとする。

1. 延べ面積が350㎡のキャバレーについては、原則として、自動火災報知設備を設置しなければならない。
2. 消防用設備等の技術上の基準に関する規定の施行又は適用の際、現に存する百貨店における消防用設備等が当該規定に適合しないときは、当該消防用設備等については、当該規定に適合させなければならない。
3. 準耐火建築物で、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした延べ面積1,000㎡、地上2階建ての専修学校については、原則として、屋内消火栓設備を設置しなければならない。
4. 延べ面積1,500㎡、地上2階建ての特別養護老人ホームで、火災発生時の延焼を抑制する機能として所定の構造を有しないものについては、原則として、スプリンクラー設備を設置しなければならない。

〔R0125〕 正答 3

1. 正しい。キャバレーは、消防法令別表1(2)項イに該当し、同法令21条1項三号イにより、延べ面積が300㎡以上のものは、原則として、自動火災報知設備を設置しなければならない。
2. 正しい。消防法17条の2の5第1項により、同法17条1項に規定する消防用設備等の技術上の規準に関する規定の施行又は適用の際、現に存する建築物がこの規定に適合しない場合、原則、当該規定は適用されない。ただし、同条2項四号により、令34条の4第2項に規定する「特定防火対象物」である場合は、既存建築物に遡及して当該規定が適用される。百貨店は、特定防火対象物に該当するので、当該規定に適合させなければならない。
3. 誤り。専修学校は、消防法令別表1(7)項に該当し、同法令11条1項二号により、延べ面積が700㎡以上のものは、原則として、屋内消火栓設備を設置しなければならないが、同条2項により、準耐火建築物で、かつ、壁及び天井の仕上げを難燃材料とした場合、延べ面積の数値は2倍(700㎡×2=1,400㎡)に緩和される。設問は1,000㎡であることから、この規模に該当しない。
4. 正しい。特別養護老人ホームは、消防法令別表1(6)項ロ(1)に該当し、同令12条1項一号ロにより、火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造を有していない場合は、規模にかかわらず、スプリンクラー設備を設置しなければならない。